

成田市火災予防施行規程

(趣旨)

第1条 この規程は、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）、消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。）及び成田市火災予防条例（昭和36年条例第22号。以下「条例」という。）の規定に基づく消防長又は消防署長の権限に属する火災予防に係る事務に関し、別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(防火管理等に関する講習の実施)

第2条 消防長は、次に掲げる講習（以下「防火管理講習等」という。）を実施する場合には、実施日時、実施場所その他講習の実施に関して必要な事項をあらかじめ公示するものとする。

- (1) 令第3条第1項第1号イに規定する甲種防火管理講習
- (2) 令第3条第1項第2号イに規定する乙種防火管理講習
- (3) 令第47条第1項第1号に規定する防災管理に関する講習

2 防火管理講習等を受けようとする者は、防火管理講習等受講申請書（別記第1号様式）により消防長に申請するものとする。

(修了証の再交付)

第3条 消防長が規則第2条の3第5項又は第51条の7第6項の規定により修了証の交付をした者で修了証の再交付を受けようとするものは、修了証再交付申請書（別記第2号様式）により消防長に申請するものとする。

2 消防長は、前項の規定による申請があったときは、必要事項を確認の上、修了証に再交付である旨を明示して交付するものとする。

(消火訓練及び避難訓練を実施する場合の事前通報)

第4条 規則第3条第11項（規則第51条の8第4項において準用する場合を含む。）の規定による通報は、自衛消防訓練通知書（別記第3号様式）に訓練概要等を添付し、消防署長に提出するものとする。

(消防用設備等に係る操作盤を設ける防火対象物の指定)

第5条 規則第12条第1項第8号ハ（規則第14条第1項第12号、第16条第3項第6号、第18条第4項第15号、第19条第4項第23号、第20条第4項第17号、第21条第4項第19号、第22条第11号、第24条第9号、第24条の2の3第1項第10号、第25条の2第2項第6号、第28条の3第4項第12号、第30条第10号、第30条の3第5号、第31条第9号、第31条の2第10号及び第31条の2の2第9号におい

て準用する場合を含む。)の規定により消防長が指定する防火対象物は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ及び(16)項イに掲げる防火対象物で、次のいずれかに該当するもの
    - ア 地階を除く階数が11以上あり、かつ、延べ面積が10,000平方メートル以上のもの
    - イ 地階を除く階数が5以上10以下であり、かつ、延べ面積が20,000平方メートル以上のもの
  - (2) 令別表第1(5)項ロ、(7)項、(8)項、(9)項ロ、(10)項から(15)項まで及び(16)項ロに掲げる防火対象物で、地階を除く階数が11以上あり、かつ、延べ面積が10,000平方メートル以上のもののうち、次のいずれかに掲げる設備が設置されているもの
    - ア 令第12条第1項の規定によるスプリンクラー設備
    - イ 令第13条第1項の規定による水噴霧消火設備、泡消火設備(移動式を除く。)、不活性ガス消火設備(移動式を除く。)、ハロゲン化物消火設備(移動式を除く。)又は粉末消火設備(移動式を除く。)
  - (3) 令別表第1(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物で、地階の床面積の合計が、5,000平方メートル以上のもののうち、次のいずれかに掲げる設備が設置されているもの
    - ア 前号アに掲げる設備
    - イ 令第13条第1項の規定による水噴霧消火設備、泡消火設備(移動式を除く。)又は粉末消火設備(移動式を除く。)
- (誘導灯の非常電源の容量を60分間とする防火対象物の指定)

第6条 誘導灯及び誘導標識の基準(平成11年消防庁告示第2号)第4第3号の規定により消防長が指定する防火対象物は、次の各号のいずれかに該当する防火対象物(乗降場が直接外気に開放されているものを除く。)とする。

- (1) 地下に複数の路線が乗り入れている停車場
- (2) 地下3層以上の構造を有する停車場

(連結送水管の主管の内径の特例に係る防火対象物の指定等)

第7条 規則第30条の4第1項の規定により消防長が指定する防火対象物は、連結送水管の放水口を設ける全ての階が次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 令別表第1(5)項ロに掲げる防火対象物(共同住宅に限る。)の用途に供されるもの
- (2) スプリンクラー設備が令第12条第2項に定める技術上の基準に従い設置されているもの又は同条第3項の規定の適用を受けているもの

- 2 規則第31条第5号ロの規定により消防長が指定する放水圧力（令第29条第1項第4号に掲げる防火対象物及びスプリンクラー設備を全ての階に設置する防火対象物に係るものを除く。）は、1メガパスカルとする。
- 3 規則第31条第6号イ（ロ）の規定により消防長が指定する水頭（同号イに規定する高さを超える階にスプリンクラー設備を設置する防火対象物に係るものを除く。）は、100メートルとする。
- 4 規則第30条の4第1項の場合において設ける連結送水管にあつては、連結送水管の送水口の付近の見やすい箇所に標識を設け、「高圧仕様型」と表示するとともに、必要な事項を併せて表示するものとする。

（無線通信補助設備の周波数帯の指定）

第8条 規則第31条の2の2第1号の規定により消防長が指定する周波数帯は、260メガヘルツ帯及び400メガヘルツ帯とする。

（消防用設備等の特例基準適用申請）

第9条 令第32条の規定による消防用設備等の基準の特例の適用を受けようとする者は、消防用設備等の基準の特例適用申請書（別記第4号様式）により消防長に申請するものとする。

- 2 消防長は、前項の規定による申請があつたときは、必要な調査を行い、消防用設備等の基準の特例適用通知書（別記第5号様式）により当該申請をした者に通知するものとする。

（消防機関の検査を受けなければならない防火対象物の指定）

第10条 令第35条第1項第3号の規定により消防長が指定する防火対象物は、令別表第1（5）項ロ、（7）項、（8）項、（9）項ロ、（10）項から（15）項まで、（16）項ロ、（17）項及び（18）項に掲げる防火対象物で、延べ面積が300平方メートル以上のものとする。

（消防用設備等について消防設備士免状の交付を受けている者等に点検をさせなければならない防火対象物の指定）

第11条 令第36条第2項第2号の規定により消防長が指定する防火対象物は、令別表第1（5）項ロ、（7）項、（8）項、（9）項ロ、（10）項から（15）項まで、（16）項ロ、（17）項及び（18）項に掲げる防火対象物で、延べ面積が1,000平方メートル以上のものとする。

（必要な知識及び技能を有する者）

第12条 条例第3条第2項第3号（条例第3条の2第2項、第3条の3第2項、第3条の4第2項、第4条第2項、第5条第2項、第6条第2項、第7条第2項、第7条の2第2項、第8条、第8条の2及び第9条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定により消防長が指定するものは、次に掲げる者又はこれらの者と同等以上の知識及び技能を有すると消防長が認める者とする。

(1) 液体燃料を使用する設備にあつては、次に掲げる者

- ア 一般財団法人日本石油燃焼機器保守協会（昭和50年11月25日に財団法人日本石油燃焼機器保守協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）から石油機器技術管理士資格証の交付を受けた者
- イ ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和47年労働省令第33号）に基づく特級ボイラー技士免許，1級ボイラー技士免許，2級ボイラー技士免許又はボイラー整備士免許を有する者（条例第4条第2項，第8条及び第8条の2において条例第3条第2項第3号を準用する場合に限る。）

(2) 電気を熱源とする設備にあつては、次に掲げる者

- ア 電気事業法（昭和39年法律第170号）に基づく電気主任技術者の資格を有する者
- イ 電気工事士法（昭和35年法律第139号）に基づく電気工事士の資格を有する者

2 条例第11条第1項第9号（条例第8条の3第1項及び第3項，第11条第3項，第11条の2第2項，第12条第2項及び第3項，第13条第2項及び第4項，第14条第2項，第15条第2項並びに第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する必要な知識及び技能を有する者は，次に掲げる者又は当該設備の点検及び整備に関しこれらと同等以上の知識及び技能を有する者とする。

(1) 前条第2号に掲げる者

(2) 一般社団法人日本内燃力発電設備協会（昭和51年3月18日に社団法人日本内燃力発電設備協会という名称で設立された法人をいう。）が行う自家用発電設備専門技術者試験に合格した者（条例第12条第2項及び第3項において条例第11条第1項第9号を準用する場合に限る。）

(3) 一般社団法人電池工業会（昭和47年9月5日に社団法人電池工業会という名称で設立された法人をいう。）が行う蓄電池設備整備資格者講習を修了した者（条例第13条第2項及び第4項において条例第11条第1項第9号を準用する場合に限る。）

(4) 公益社団法人日本サイン協会（昭和43年10月31日に社団法人全日本ネオン協会という名称で設立された法人をいう。）が行うネオン工事技術者試験に合格した者（条例第14条第2項において条例第11条第1項第9号を準用する場合に限る。）

3 条例第18条第1項第13号に規定する必要な知識及び技能を有する者は，一般財団法人日本石油燃焼機器保守協会から石油機器技術管理士資格証の交付を受けた者又は当該器具の点検及び整備に関しこれと同等以上の知識及び技能を有する者とする。

(避雷設備の指定)

第13条 条例第16条第1項の規定により消防長が指定する日本産業規格は、日本産業規格A4201とする。

(喫煙等の禁止場所の指定)

第14条 条例第23条第1項の規定により消防長が指定する場所は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める場所とする。

(1) 喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は火災予防上危険な物品（以下「危険物品」という。）を持ち込んで서는ならない場所 次に掲げる場所

ア 劇場、映画館又は演芸場の舞台及び客席

イ 観覧場の舞台及び客席（喫煙にあつては、屋外の客席及び全ての床が不燃材料で造られた客席を除く。）

ウ 公会堂又は集会場の舞台及び客席（喫煙にあつては、喫煙設備のある客席を除く。）

エ キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール又は飲食店（以下「キャバレー等」という。）の舞台

オ 百貨店又は物品販売業を営む店舗（延べ面積が1,000平方メートル以上のものに限る。）の売場及び通常公衆の出入りする部分（喫煙にあつては、食堂の部分で喫煙設備のある場所を除く。）

カ 映画スタジオ又はテレビスタジオの撮影セットを設ける部分

キ 自動車車庫又は駐車場で駐車のために供する部分の床面積が地階又は2階以上の階にあつては200平方メートル以上、1階にあつては500平方メートル以上、屋上にあつては300平方メートル以上のもの（危険物品は除く。）

ク 屋内展示場で公衆の出入りする部分

ケ 文化財保護法（昭和25年法律第214号）、千葉県文化財保護条例（昭和30年千葉県条例第8号）及び成田市文化財の保護に関する条例（昭和51年条例第7号）の規定により重要な文化財として認定された建造物の内部（公衆の出入りする部分に限る。）又は周囲。ただし、当該場所において行われる伝統的行事、宗教的行事等及び生活に必要な行為による場合は、この限りでない。

(2) 危険物品を持ち込んで서는ならない場所 次に掲げる場所

ア 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場の公衆の出入りする部分（第1号アからウまでに掲げる場所を除く。）

イ キャバレー等の公衆の出入りする部分

ウ 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場（旅客の乗降又は待合の用に供する建築物に限る。）

(消火活動に支障を生ずる<sup>とう</sup>洞道等の指定等)

第15条 条例第45条の2第1項の規定により消防長が指定するものは、同項に規定する<sup>とう</sup>洞道、共同溝その他これらに類する地下の工作物（以下「<sup>とう</sup>洞道等」という。）で、次に掲げるものとする。

(1) 条例第45条の2第1項に規定する<sup>とう</sup>洞道（以下「<sup>とう</sup>洞道」という。）その他これに類する地下の工作物（以下「<sup>とう</sup>地下の工作物」という。）で、その長さ（<sup>とう</sup>洞道と地下の工作物が接続するものにあつては、その長さの合計）が50メートル以上のもの

(2) 条例第45条の2第1項に規定する共同溝並びに当該共同溝に接続する<sup>とう</sup>洞道及び地下の工作物

(3) 前各号に掲げるもののほか、消防長が特に必要と認める<sup>とう</sup>洞道等

2 条例第45条の2第2項に規定する重要な変更は、<sup>とう</sup>洞道等の経路の変更、<sup>とう</sup>洞道等の出入口、換気口等の新設又は撤去、通信ケーブル又は電力ケーブルの難燃措置の実施又はその変更その他安全管理対策等の大幅な変更とする。

（委任）

第16条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、消防長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

[別記様式 略]